



DIAMコア資産設計ファンド（堅実型 / 積極型）
愛称：まもラップ（堅実型 / 積極型）
 追加型投信 / 内外 / 資産複合

基準価額の下値目安値の改定および足元の運用状況について

1. 基準価額の下値目安値の改定について

2017年10月12日から2018年1月11日までの下値目安値は下記の通りとなります。

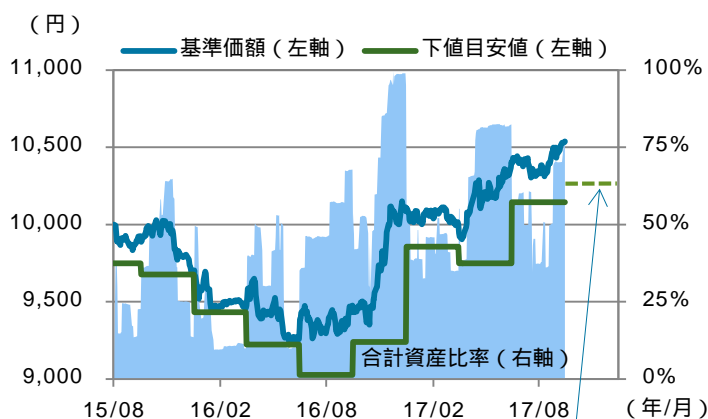
	堅実型	積極型
下値目安値 (2017年10月12日～2018年1月11日)	10,275 円	10,085 円
下値目安値の水準 改定日の基準価額に対する水準	-2.5%	-3.5%

下値目安値は基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。
 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

運用実績（期間：2015年8月27日～2017年10月11日*）

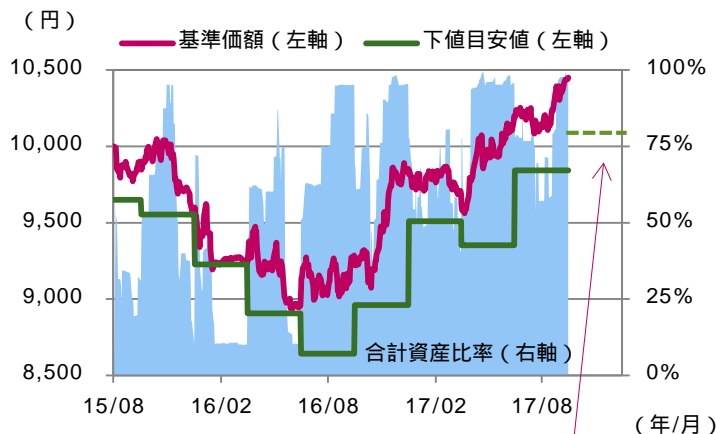
* 2017年10月12日～2018年1月11日は下値目安値のみ表示

堅実型



下値目安値：10,275円
(2017年10月12日～2018年1月11日)

積極型



下値目安値：10,085円
(2017年10月12日～2018年1月11日)

(設定日：2015年8月28日)

設定来の分配金はありません。基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。基準価額は信託報酬控除後です。なお、信託報酬率は「お客様にご負担いただく費用について」をご覧ください。上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。下値目安値は基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。合計資産比率は純資産総額に対する各マザーファンド評価額の合計の割合です。

P6の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等 / アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会 / 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

2. 足元の運用状況について（期間：2017年7月12日～2017年10月11日）

当期は、米長期金利の低下や原油価格の上昇などを背景にして株式市場は上昇して始まりましたが、米朝間の緊張の高まりや、トランプ政権の混乱などから8月に入ると株式市場は下落しました。その後は、米南部へのハリケーン被害への懸念が強まったことなどが下落要因となったものの、米税制改革への期待が高まったことなどから期末にかけて株式市場は上昇基調で推移しました。なお、債券市場は、イエレンFRB（米連邦準備制度理事会）議長がインフレに対して慎重な見方を示したことや、地政学リスクが高まったほか、米政治の不透明感が高まったことなどから8月末にかけて世界的に債券利回りは低下しましたが、9月に入ると米国の利上げ観測の高まりや、ECB（欧州中央銀行）の資産買い入れ策の縮小に対する見方が強まったことなどから、期末にかけて債券利回りは上昇しました。

堅実型

前回の下値目安値の改定直後における当ファンドの合計資産比率は約56%でした。9月上旬にかけて基準価額がもみ合いつつ下落基調で推移したことから、基準価額に応じて合計資産比率を約36%から約61%の間で調整しました。その後は基準価額が上昇したため、9月中旬頃にかけて合計資産比率を約70%に引き上げ、また期末にかけて約80%に引き上げました。

この結果、2017年7月11日から2017年10月11日までの期間で基準価額は1.28%の上昇となりました。

積極型

前回の下値目安値の改定直後における当ファンドの合計資産比率は約78%でした。9月上旬にかけて基準価額がもみ合いつつ下落基調で推移したことから、基準価額に応じて合計資産比率を約53%から約89%の間で調整しました。その後は基準価額が上昇したため、9月中旬頃にかけて合計資産比率を約95%に引き上げ、また期末にかけて約99%まで引き上げました。

この結果、2017年7月11日から2017年10月11日までの期間で基準価額は2.46%の上昇となりました。

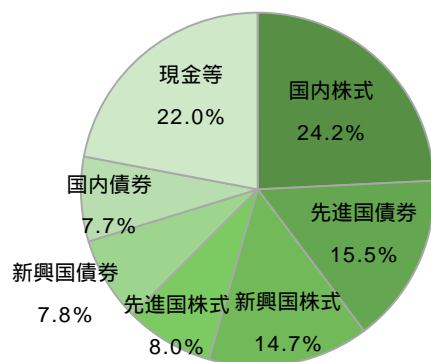
騰落率（税引前、基準日：2017年10月11日）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	設定来
堅実型	1.91%	1.28%	5.38%	11.20%	5.38%
積極型	3.00%	2.46%	7.84%	12.55%	4.51%

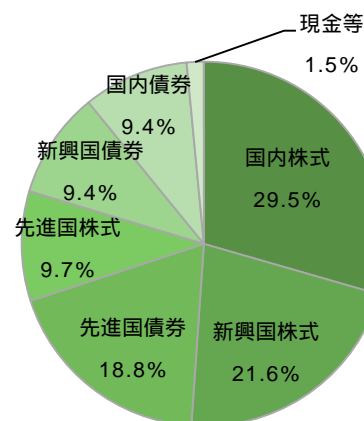
- 1 設定来の分配金はありません。 2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
3 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

ポートフォリオ構成（基準日：2017年10月11日）

堅実型



積極型



- 1 組入比率は純資産総額に対する割合です。 2 現金等とは、短期国債およびコール・ローンなどの短期金融資産等をあらわします。 3 国内債券：国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式：国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド、先進国債券：外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、先進国株式：外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、新興国債券：エマージング債券パッシブ・マザーファンド、新興国株式：エマージング株式パッシブ・マザーファンド 4 端数の関係上、合計が100%とならない場合があります。

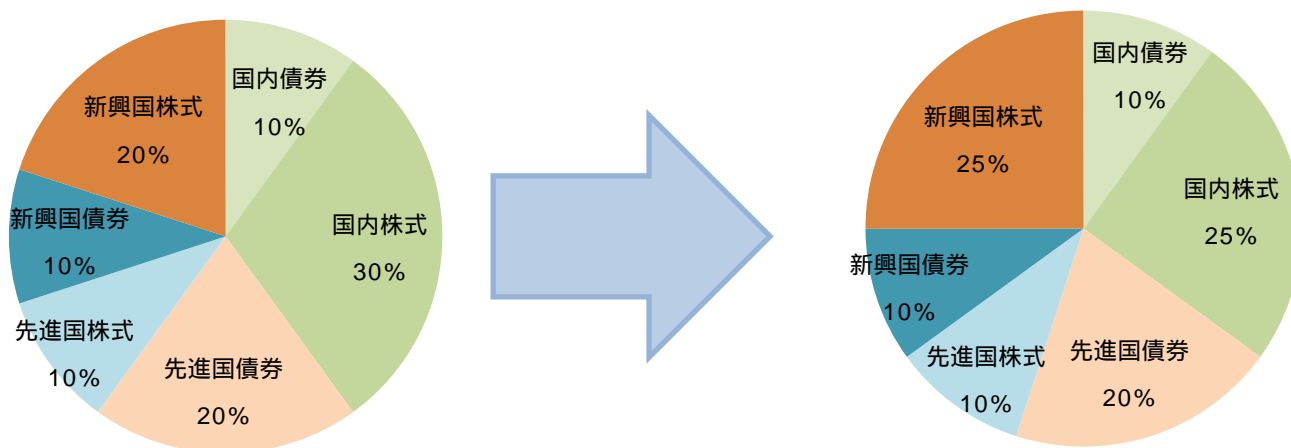
3. 基本配分比率の変更について

- n 各ファンドは、下値目安値の変更に合わせて毎年一回基本配分比率の見直しを行っております。今回（2017年10月11日）の見直しにおいて、ファンド設定来初めて基本配分比率の変更が行われることとなりました。
- n 基本配分比率は、各資産の過去の標準偏差から推計される期待リターンおよび標準偏差にもとづき、一定の期待リターンをターゲットとして、ポートフォリオの標準偏差が最小となるように最適化することにより決定されます。
- n 今回、新興国株式の標準偏差が低下し、かつ先進国株式などに対する相関が低下したため、新興国株式を組み入れやすくなり、従来の基本配分比率から、相対的に期待リターンが高い**新興国株式の配分が増え**、相対的に期待リターンが低い**国内株式の配分が減る**結果となりました。

基本配分比率の推移

<設定から2017年10月10日までの基本配分比率>

<2017年10月11日以降の基本配分比率>



資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

国内外の6資産に分散投資することにより、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

・主として、日本、先進国および新興国の債券・株式に以下のマザーファンドを通じて実質的に投資します。マザーファンドのほか、有価証券指数等先物取引等、上場投資信託証券(ETF)、短期金融資産等へ投資する場合があります。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、
エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド

・実質的な組入外貨建資産に対しては、原則として、対円で為替ヘッジを行いません。

・6資産の配分比率(以下、基本配分比率とします。)は、統計的手法により、原則として年1回見直すこととします。

基準価額の下落を一定水準(下値目安値(*))までに抑えることを目標とします。

・基準価額の水準や市場環境等に応じて、投資対象である6資産合計の投資比率(以下、合計資産比率とします。)を機動的に変更します。

・下値目安値は、3ヵ月毎に改定します(毎年1月、4月、7月、10月の各11日。休業日の場合には翌営業日。)

(*)基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります。)

下値目安値の異なる堅実型と積極型から選択できます。なお、2ファンド間でスイッチングが可能です。

・各ファンドの下値目安値は、以下の通りとします。ただし、委託会社の判断により今後変更する場合があります。

(堅実型)改定日の基準価額の-2.5%、(積極型)改定日の基準価額の-3.5%

基本配分比率および合計資産比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

資産配分リスク..... ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。

ファンドは現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

株価変動リスク..... ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

金利リスク..... 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

為替リスク..... ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

信用リスク..... ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることもあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク..... ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリーリスク..... ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

各ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)	
購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までには販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2015年8月28日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合。 ・各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。 ・やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	毎年4月および10月の各11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動引き落とし投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
スイッチング	(堅実型)(積極型)の2つのファンド間でスイッチングができます。 スイッチングとは、すでに保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの購入の申込みを行うことをいい、ファンドの換金代金が購入代金に充当されます。 スイッチングの際には、税金および各販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)	
以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。	
投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、 3.24%(税抜3.00%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.134%(税抜1.05%)
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、
預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
当資料に記載されている運用実績は税引前分配金を再投資したものとする基準価額の変化を示したものであり、税金および手数料は計算に含まれておりません。
当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
当ファンドは、実質的に債券、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

分配金に関する留意事項
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

委託会社およびファンドの関係法人
 <委託会社> アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社> みずほ信託銀行株式会社
 <販売会社> 販売会社一覧をご覧ください
 <投資顧問会社> みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

委託会社の照会先
 アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

印は協会への加入を意味します。 2017年10月11日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第77号					
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号					
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号					

その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
 また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
 <備考欄について>
 1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
 2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
 3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
(原則、金融機関コード順)

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社です。

2017年10月11日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第202号					
柏崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第242号					
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第45号					
奈良中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第72号					
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第39号					